
令和4年第1回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

令和4年3月1日(火)

1. 議事日程第1号

令和4年3月1日(火) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第 3 議長の諸般の報告
 - 第 4 議案の上程(議案第1号から議案第39号、報告第1号)
 - 第 5 町長の施政方針、行政報告及び議案の提案理由の説明
 - 第 6 陳情の上程(陳情1件)
 - 第 7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 第 8 質疑・討論・採決
(議案第1号、議案第15号から議案第16号、報告第1号、令和3年請願第4号)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第 3 議長の諸般の報告
 - 日程第 4 議案の上程(議案第1号から議案第39号、報告第1号)
 - 日程第 5 町長の施政方針、行政報告及び議案の提案理由の説明
 - 日程第 6 陳情の上程(陳情1件)
 - 日程第 7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 日程第 8 質疑・討論・採決
(議案第1号、議案第15号から議案第16号、報告第1号、令和3年請願第4号)
-

出席議員(14名)

1 番 横 山 弘 康

2 番 衛 藤 和 敏

3 番	河 島 公 司	4 番	細 井 良 則
5 番	松 下 善 法	6 番	小 幡 幸 範
7 番	松 本 真由美	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10番	河 野 博 文
11番	秦 時 雄	12番	高 田 修 治
13番	藤 本 勝 美	14番	大 野 元 秀

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	清 原 洋 一	議事庶務班主幹	秦 久里子
---------	---------	---------	-------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	副 町 長	秋 吉 一 徳
教 育 長	梶 原 敏 明	総 務 課 長	石 井 信 彦
基地・防災対策課長 兼政策法務課長	瀧 石 裕 一	企画商工観光課長	衛 藤 正
企画商工観光課参事	藤 井 正 盛	税 務 課 長	穴 井 陸 明
福祉保険課長	西 村 正 明	子育て健康支援課長	横 山 芳 嗣
建設水道課長	長 柄 義 正	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 八 栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長兼 隣 保 館 長	山 本 恵 一 郎	会計管理者兼 会 計 課 長 兼 住 民 課 長	時 枝 弘 法
教育政策課長兼 学校給食センター所長	長 尾 孝 宏	教 育 政 策 課 指 導 企 画 監	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海 洋 セ ン タ ー 所 長 兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	秋 好 英 信	社 会 教 育 課 参 事	武 石 洋 子
監 査 委 員 事 務 局 長	和 田 育 男	監 査 委 員	河 野 好 美
総務課長補佐兼 行政班主幹	神 田 裕 一		

上 程 議 案

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（その1） （令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第11号））
議案第2号	令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第12号）
議案第3号	令和3年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第4号	令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第7号	令和3年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第8号	令和4年度玖珠町一般会計予算
議案第9号	令和4年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第10号	令和4年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算
議案第11号	令和4年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第12号	令和4年度玖珠町介護保険事業特別会計予算
議案第13号	令和4年度玖珠町簡易水道特別会計予算
議案第14号	令和4年度玖珠町水道事業会計予算
議案第15号	玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第16号	玖珠町農業委員会の委員の任命について
議案第17号	辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定について
議案第18号	辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更について
議案第19号	玖珠町行政組織条例の一部改正について
議案第20号	玖珠町情報公開条例の一部改正について
議案第21号	玖珠町個人情報保護条例の一部改正について
議案第22号	玖珠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第23号	玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第24号	玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第25号	玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第26号	玖珠町基金条例の一部改正について
議案第27号	玖珠町税条例の一部改正について
議案第28号	玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正について
議案第29号	玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第30号	玖珠町消防団条例の一部改正について
議案第31号	玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について
議案第32号	玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第33号	玖珠町特別出産祝金支給条例の廃止について

議案第34号	町道路線の廃止について
議案第35号	町道路線の認定について
議案第36号	玖珠町自治会館の指定管理者の指定について
議案第37号	玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について
議案第38号	玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について
議案第39号	玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について
報告第1号	専決処分の報告について（その2） （訴えの提起について）

午前10時00分開議（開会）

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内においては飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入室においては、備付けの消毒液で指の消毒をされ、マスク着用の上、白いカバーのある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、令和4年第1回玖珠町議会定例会は成立いたしました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大野元秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 横山弘康君

7番 松本真由美君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大野元秀君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長藤本勝美君。

○議会運営委員長（藤本勝美君） おはようございます。議会運営委員会協議結果について御報告いたします。

令和4年第1回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る2月22日、議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日3月1日から3月18日までの18日間にしたしたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の報告案件2件、補正予算案件6件、当初予算案件7件、委員の選任案件2件、計画の策定案件2件、条例の一部改正案件14件、条例の廃止案件1件、町道路線の廃止並びに認定案件2件、指定管理者の指定案件4件の計40件でございます。また、今定例会に陳情1件、要望6件が提出されておりますが、陳情につきましては今議会に上程し、要望につきましては議席配付することとしたいと思います。

次に、議案第1号は、専決処分の承認を求める補正予算案件、議案第15号及び議案第16号は、それぞれ玖珠町固定資産評価審査委員会の委員及び玖珠町農業委員会の委員の選任案件です。また、報告第1号は、専決処分の承認を求める訴えの提起についてであります。また、さきの12月定例会で継続審査としておりました令和3年請願第4号は、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日3月1日の日程の中で議案質疑及び討論を実施した上で、採決をお願いしたいと思います。

次に、本定例会の一般質問は、16日、17日を予定しておりますが、日程の関係上、3月7日の正午に一般質問の通告を締め切り、3月9日の午後に議会運営委員会を開催して一般質問の発言順を決めたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、本定例会の最終日に、総務建設農林常任委員会から委員会発議を、併せて、衛藤議員から議員の発議を行いたいと申出がありましたので、御審議のほどお願いいたします。

何とぞ、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大野元秀君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日3月1日から3月18日までの18日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月1日から3月18日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議 長（大野元秀君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る1月19日、大分市において、知事を囲む自治運営懇話会が開かれ、大分県内市町村議会正副議長が一堂に集い、農林業、河川、砂防・急傾斜地崩壊対策事業、県道整備等について、事業の充実並びに予算確保等について要望を申し上げたところです。また、今後における新型コロナウイルス感染症予防対策、まちづくりの取組等について意見交換会を行いました。

12月23日には、日田玖珠議長会、日田玖珠消防議会が行われ、予算案等について協議をいたしました。

また、12月27、28日両日は、議会ITC化調査研究会の研修で長崎県壱岐市を訪れ、先進事例の研修を行ってまいりました。

また、広く開かれた玖珠町議会を目指す取組の一環として、2月24日には、玖珠町子ども夢議会を開催し、くす星翔中学校3年生の9グループによる若い視線による政策提言をいただきました。今後のまちづくりのヒントとなるものがたくさん寄せられたと感じました。執行部とともに今後のまちづくりに生かせればと思います。

さて、現在日本中、世界中で課題となっている新型コロナウイルス感染拡大について、大分県でも年明けから感染者が増加傾向となり、1月27日にまん延防止等重点措置が適用され、感染拡大防止に取り組んでまいりました。そのかいあって、2月20日には県下の措置が解除され、徐々に日々を取り戻す方向に向かっていくものと考えております。しかし、再拡大防止のための行動自粛やマスク着用、3密の回避などが求められております。

玖珠町においても、各種イベントの中止や飲食店の利用制限など、まちづくり活動に大きな支障が続きましたので、議会といたしましても、コロナ前の日常を取り戻すべく努力をしなければならないと考えているところであります。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策の切り札と位置づけるワクチンの接種が進むよう、自治体と連携しながら粛々と進めてほしいと思う次第であります。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第1号から議案第39号、報告第1号）

○議 長（大野元秀君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第1号から議案第39号と報告第1号までの40議案について、一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第1号から議案第39号、報告第1号までの40議案につきましては、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の施政方針、行政報告及び議案の提案理由の説明

○議長（大野元秀君） 日程第5、町長の施政方針、行政報告及び議案の提案理由の説明を求めます。宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第1回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

まず、1月23日に執行されました玖珠町長選挙におきまして、多くの皆様の御支援を賜り、再選をさせていただくことができました。誠にありがとうございました。向こう4年間を、再び玖珠町長として町政運営の重責を担わせていただくことになりました。

住民の皆様から今後の町政運営に対する様々な期待を込めて再選をさせていただいたものと重く受け止め、初心に戻り、今まで以上に住民の皆さんの声に耳を傾け、玖珠町政発展のために邁進をしていく覚悟でございます。議員各位におかれましても、引き続き御指導、御鞭撻をお願い申し上げたいと思います。

それでは、初めに、12月議会以降の行政報告を申し上げます。

最初に、玖珠町地域おこし協力隊の清武直也さんが、12月31日付で3年間の任期満了を迎えました。3年前の平成31年1月から玖珠地区コミュニティ運営協議会を主とした地域活動の支援を行いながら、自主イベントの開催やSNSによる町の魅力発信など、大変親しみやすいお人柄を生かしながら、独自の協力隊活動を行っていただきました。清武さんは、今後も玖珠町内に定住をしていただき、町の指定管理施設であります伐採山憩いの森キャンプ場の管理人として、既に施設の管理運営と各種イベント活動や情報発信を行っていただいているところでございます。今後の活躍を御期待申し上げたいと思います。

次に、1月8日から2月28日までの52日間、戸畑のカウベルランドくすにおきまして、株式会社ティーアンドエス主催によりますドローンムービー世界大会2022 in K U S Uが開催されました。この大会は、9月に開催されましたプレ大会の本大会として開催をされ、本町も地方創生の一環として共催いたしました。大会は無観客開催となりましたが、応募者が1,000人を超えるなど、全国的にも注目を集めたイベントでございます。今回の本大会の審査結果につきましては、3月27日にユー

チューブで配信をされるということでございますので、ぜひ、多くの方々に視聴をいただきたいと思
います。

次に、1月9日でございますが、令和4年玖珠町消防団出初め式が玖珠川河川敷において、大変寒
い中でございましたが、2年ぶりに実施をされました。繁田博之団長以下320名による放水点検や訓
練点検、長年にわたって消防団活動に御尽力を賜りました方々の表彰など、行われたところでござい
ます。豪雨災害や火災が多く発生している中、日々の訓練や装備の点検、予防活動を通じて住民の安
心・安全のために取り組む消防団に対し、改めて敬意を表し、有事の際には行政と一体となり、被害
を最小限に食い止めるための取組にさらなる期待を申し上げるところでございます。

2月8日でございますが、昨年10月に就任をされました台湾の福岡総領事館の陳 銘俊総領事御夫
妻が当町を表敬訪問していただきました。令和元年に台湾鉄路管理局と姉妹友好関係を結んで以降、
新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、交流が思うように進まない中、総領事からは、台湾
の都市との姉妹都市締結や台湾料理を通じた交流について様々な御提案をいただきました。今後、一
日も早く交流が実現でき、親睦が深められることを願うものでございます。

2月24日、議長の報告にもございましたように、議場とくす星翔中学校をオンラインで結びまして、
玖珠町子ども夢議会を開催いたしました。この取組は3年生の総合的な学習の一環で、玖珠町の魅力
と現状を調べる中で浮かんできた課題をグループで協議し、発表をいただいたものでございます。当
日は、人口減少、過疎化や観光振興など、町の課題に対する提言がありまして、SNSの活用など若
者らしい目線での提言は非常に参考になる内容でございました。

同じく、くす星翔中学校に関係いたします報告でございます。2月26日に、第35回大分県中学校
サッカー選手権の準決勝が行われまして、くす星翔中学校サッカー部が大分市の中学校に勝利をいた
しました。大会は決勝戦が行われなかったため、大分市のほかの中学校と両校優勝ということになり
ましたが、九州大会の出場権も獲得をいたしました。町内の中学校が県のサッカー大会で優勝したの
は初めてのことでございます。大変おめでとうございました。九州大会での期待を申し上げるところ
でございます。

次に、社会教育課関係について報告を申し上げます。

1月9日でございます。メルサンホールで玖珠町成人式を開催いたしました。112名の新成人が出
席される中、成人証書の授与、成人者代表の答辞などの式典が厳粛に行われました。感染防止対策の
ため時間を短縮しての開催となりましたが、新成人の方々には、一人の大人として、また、社会の一
員として成長を重ねられ、将来、地域にも貢献いただけることを願うものでございます。

2月6日、別府大分毎日マラソンに、玖珠郡陸協の中村雄人さんが出場され、県勢男子トップとな
る2時間23分2秒でゴールをされ、大分県の最高位に授与される池中杯を獲得いたしました。中村さ
んの日々の地道なトレーニングが実を結んだ結果でありまして、今後につながる明るい話題となりま
した。これからも玖珠郡のエースとしてチーム力向上につながるよう期待をするところでございます。
中村さんは玖珠町役場職員でございます。双方の活躍も願っているところでございます。

また、1月7日には、第46回玖珠町正月子どもマラソン大会、1月16日には、第40回童話の里やる気おこし町内一周駅伝競走大会、さらに1月29日には、第35回玖珠町スポーツ少年団交流駅伝競走大会が開催され、参加者それぞれが元気いっぱいに大会を盛り上げていただいたところでございます。

次に、玖珠町総合運動公園野球場のネーミングライツ・パートナー協定について報告を申し上げます。命名権の使用期限を迎える中、株式会社花林代表取締役社長生田幸夫さんと、令和4年3月から令和5年2月末まで引き続き協定を結んでいただけることになりました。生田様からは、町内外になじんだ野球場として青少年の健全育成に寄与できればという御厚意によりまして、期限の延長をいただいたものでございます。この場をお借りして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

行政報告の最後となりますが、在沖縄米軍海兵隊による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施に係る令和4年度の訓練計画が、2月17日に防衛省から公表されました。日出生台の演習では、第1四半期、4月から6月に予定をされております。訓練の具体的な日程については、今後、日米間において調整が行われ決定されますが、本町といたしましては、この時期での実施訓練は初めてでありまして、情報の収集に努め、住民の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わりました。新年度を迎えるに当たり、また、私の2期目の初年度ということから、令和4年度の町政運営の基本方針について申し上げたいと思います。

施政方針ということで、お手元に資料データをお配りしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

町政運営の基本方針でございます。

まず、この4年間で振り返りますと、新設されましたくす星翔中学校の開校や玖珠工業団地への誘致企業が操業を開始するなど、大変明るい話題もございました。一方で、新型コロナウイルス感染症防止対策や感染拡大による経済対策、それから、令和2年7月豪雨災害、令和3年8月の大雨による災害の復旧など、通常の行政運営とは異なる対応が余儀なくされる事案も発生いたしました。また、カウベルランドくすや三日月の滝公園等の長年にわたる課題も解決に向けて動き出した4年間でもございました。

そのような中、コロナ禍における新たな生活様式の構築といたしまして、玖珠町アプリ「りんくす」の開発、町のホームページシステムの更新、マイナンバーカードやスマートフォンを活用した電子申請など、デジタル化の取組も一気に拍車がかかったところでございます。

引き続き、まちづくりの原点は議論と考えまして、対話を重ねながら、「民間活力の積極的活用」、「協働参画によるまちづくり」、「将来に夢や未来を感じられる地方創生」を柱にいたしまして、2期目4年間の町政をリードしていきたいと考えております。令和3年度にスタートいたしました玖珠町第6次総合計画の基本理念を「次代を担う子どもとともに 未来をつくるまち～住んでよかった童話の里～」といたしまして、また、協働をまちづくりのキーワードとしているところでございます。

計画を具現化させていく手法といたしまして、次の4点を掲げたいと思います。

まず1点目でございますが、「協働参画によるまちづくり」でございます。

玖珠町の主要産業であります農林畜産業をはじめ、観光や商工業、自然環境の面でも多くの資源がありまして、各種の産品や資源を多くの方に活用していただくためのアイデアをいただき、それぞれの収益アップと町全体の経済効果を上げていくことが重要だと考えております。

また、財政状況の悪化や少子高齢化の進行による暮らしに直結した問題点の解決は、多くの地方自治体が抱える喫緊の課題となっておりますが、本町においても、自助・共助・公助などの責任と役割を再構築しなければならない状況であると考えております。

町の活性化には、ビジョンの共有や協働参画は不可欠なため、観光協会や商工会、道の駅、農林業関係団体などと、新たなアイデア実践による活性化について検討を進めていきたいと考えております。

2点目は、「将来に夢や未来を感じられる地方創生」に取り組むこととさせていただきます。

私たちの暮らしが大きな影響を受けております新型コロナウイルス感染症や豪雨災害からの復旧については、国・県の対策と併せて早期に解決することが重要であります。子供や孫たちが夢や明るい未来を展望できるような新たな玖珠町の創生に取り組みたいと思います。

このために、町の企画体制の見直しを進めながら、町民お一人お一人が描く将来のビジョンや夢・未来を具現化するため、雇用の拡大や子育て環境の充実、交流人口の増加、商工観光の充実により玖珠町を活性化し、生まれ育った玖珠町を誇りに思うとより多くの皆様に感じていただけるように努めてまいります。

3点目でございますが、「様々なデジタル技術を活用した活性化と課題解決」に取り組むこととさせていただきます。

人口減少対策といたしまして、旧森中学校跡地で整備を進めておりますサテライトオフィスやワーキングスペース、さらに、企業版ふるさと納税により整備を進めておりますローカル5G研究施設への企業誘致により、若い世代の人口の増加を目指していきます。

また、玖珠町へのUターン、Iターン、Jターンや移住を促進するため、スマート農業技術の導入や農山村の魅力発信にデジタル化は避けて通れません。

経済対策の視点におきまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店、サービス業、地元商店等へデジタル技術を活用した様々な対策が考えられます。また、町内を訪れた方々に対する地元商店街への誘客や販売促進などにも積極的に活用しなければならないと考えております。

4点目ですが、「次世代を担う子どもたちを育てる教育を推進」するでございます。

学力向上やスポーツ振興、健全育成はもとより、郷土を愛する心、地域貢献につながる心を醸成していくため、GIGAスクール、コミュニティスクールのさらなる充実を進めていきたいと考えております。

これら4点の推進には民間活力の積極的活用が必要でありまして、企業や関連する団体など、町内外の多くの方々と様々な連携、協働が不可欠だと考えております。

そのほか、大分県が2020年にアメリカの企業と人工衛星の打ち上げに関するパートナーシップを結んだことから、大分県が内閣府と経済産業省から宇宙ビジネス創出推進自治体に選定されました。県

内では、新たな需要、新たな産業、新たな雇用が生まれる可能性が考えられます。こうした動向を逃さず、本町の新たな可能性を探っていきたいと考えております。

以上が、令和4年度の運営の基本方針でございますが、この基本方針を踏まえまして、令和4年度予算編成を行いましたので、続けて述べさせていただきたいと思っております。

令和4年度一般会計当初予算額は、前年度より3,700万円の減額、率にしまして0.36%の減額でございます。総額で101億4,500万円となっております。

玖珠町の財政状況の見通しにつきましては、財政調整基金の残高については、平成25年度の約18億円をピークに年々減少いたしまして、令和元年度末が9.3億円、令和2年度末で8.7億円と、ここ8年で半減してきましたが、令和3年度末見込みは9.1億円と、僅かでございますが、好転をさせることができる見込みでございます。

また、これまでのハード整備等に伴う町債残高は、令和元年度末で77.5億円、令和2年度末で79億円、令和3年度末においては81.7億円となる見込みであり、要因としては災害復旧事業債などが大きく影響しているところでございます。

財政調整基金の残高が減少し、経常収支比率が高まる中での新たな構造物建設や大型施設の改修などは、やむを得ず最小限にとどめております。

しかしながら、高齢化が進む中で介護・医療など社会保障費は増加の一途であります。さらに、新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧対応など不可欠な費用が発生しておりますので、思うように政策的経費を予算化できない状況となっております。このため、行財政改革の中で経常経費の削減に取り組みながら、重要な事業については予算計上をいたしておりますので、特徴的な項目について、次のとおり述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底と地域経済の活性化に取り組み、アフターコロナを見据えた基盤づくりとして、新たなデジタル社会に対応したシステムの構築を図っていきます。

2点目は、令和2年7月豪雨及び令和3年8月の大雨災害からの復旧・復興をはじめ、国土強靱化に向けた環境整備、さらに町民の安心・安全の観点から、引き続き防災無線のデジタル化を推進します。

3点目でございますが、地域産業の振興に積極的に取り組み、農林畜産物のブランド化による農家所得の向上に向けて支援を行います。

4点目は、多くの町民の皆さんが参加しやすいまちづくりの仕組みを構築し、協働参画のまちづくりを推進いたします。また、人口減少対策として、若者の仕事を確保する企業誘致と子育てしやすい環境を整えてまいりたいと考えます。

そこで、令和4年度におけます主要な施策を数点申し上げたいと思っております。

まず、項目といたしまして、新型コロナウイルスワクチンの接種の推進とアフターコロナ対策でございます。

高齢者から新たに対象となった児童まで、希望される住民全員がワクチン接種できる体制を整えます。また、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ町内の経済対策について、にぎわいを取り戻す活性化施策に取り組みたいと考えております。

2点目は、新たなデジタル社会に対応したシステムの構築でございます。

コロナ等によりまして、新しい生活様式の実践に向けてマイナンバーカードの普及を推進してまいります。また、デジタル社会への円滑な移行を目指しまして、玖珠町アプリ「りんくす」を利用した地域課題の解決に取り組みます。

3点目は、令和2年7月豪雨災害及び令和3年8月大雨災害の復旧・復興でございますが、道路や橋梁、農業用地・施設の早期復旧のため、引き続き重点的に取り組んでいきたいと思っております。

4点目は、安心して安全に暮らせる環境整備でございます。

町民が安心・安全に暮らすことができるよう、アナログ防災無線のデジタル化の推進、様々なツールを利用した情報発信に努めてまいります。

5点目は、地域課題の把握と町の魅力向上でございます。

地域経済の活性化とともに地域公共交通の確保に向けた取組を行います。また、公共的な課題に対して住民がチャレンジできるよう活動を支援してまいります。さらに、地域おこし協力隊や集落支援員の活動を通じまして、地区・集落の課題を把握し、地域振興、観光振興が行えるよう取り組めます。

6点目は、くすまちブランドの構築です。

農林畜産物の生産拡大による農業所得の向上を目指した園芸振興緊急対策や肥育・繁殖牛生産性向上対策等の事業を実施いたします。

7点目は、子育てしやすい環境づくりです。

子ども医療費助成の対象を拡充し、母子手帳アプリ「母子モ」等による子育て世帯の負担を軽減してまいりたいと思っております。また、地域で子育てしやすい環境づくりを推進いたします。

8点目は、小中学校等の学習環境の整備でございます。

GIGAスクール構想の実施により学習環境を整備し、感染症対策にも十分配慮しながら学校教育の円滑な運営を支援いたします。引き続き、公営塾により個々人の学びを支援するとともに、高校の活動を支援し、魅力づくりを推進いたします。

9点目は、誘致企業・地元企業の支援でございます。

町内企業への就職支援として、町内企業就職案内LINEをつくすを継続いたします。また、新卒学生や都市圏で働く方々へのUターン、Iターン、Jターンの支援として、奨学金返還に対する助成事業を継続してまいります。

以上を令和4年度予算の主要な施策と考えているところでございます。

続きまして、玖珠町第6次総合計画を柱としたまちづくり施策の視点で、主要な部分について述べさせていただきます。玖珠町第6次総合計画は、玖珠町にあります計画の最高位に当たる計画でございます。その方針に基づいた考え方でございます。

「地域に活力あふれるまちづくり」の視点では、くす町魅力化向上や地域活力づくり地方創生を念頭に取り組むとともに、その主体となりますコミュニティ運営協議会や地区集落で活動を続ける地域おこし協力隊や集落支援員の体制の充実を図っていきます。

2点目は、「健やかに自分らしく生きるまちづくり」の視点でございますが、健康診査の受診を推奨し、生活習慣病など予防対策に取り組みたいと思います。子ども医療費の助成対象を拡充したり、また、高齢者に対しては、外出支援サービスや在宅による介護保険サービス、見守り活動など、安心・安全対策を充実してまいります。

続いて、「未来へつなぐ人づくり」の視点でございますが、児童生徒のGIGAスクール構想の支援をはじめ、専門教員や支援員を配置し、学力向上を図るとともに、久留島武彦先生の功績を全国に発信し、日本童話祭を中心とした生涯学習、情操教育の推進と、歴史文化財の保存事業も実施してまいりますと考えております。

続いて、「にぎわいと活気を興すしごとづくり」の視点でございます。

玖珠工業団地や遊休施設、学校跡地への企業誘致を推進するとともに、デジタル化を今以上に活用しながら、仕事づくりに取り組んでまいります。

続いて、「住み続けたいまちづくり」の視点でございますが、まちなか循環バスやふれあい福祉バスなど交通弱者へ配慮した運行、それから主要幹線道路や橋梁・河川改修工事等々の生活環境改善のため、整備を進めていきたいと考えております。

それから、次に、「ともに明日を築くまちづくり」の視点でございますが、まず、行財政の執行については、職員一人一人が行財政改革の重要性を十分認識しながら執行に取り組んでまいります。まちづくりには、行政や議会、各種団体、住民等との間で共感がなければ成立をいたしません。行政サービスのオンライン化やデジタル化を推進して、共にまちづくりに参画できる協働参画によるまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上のとおり、かなりな時間をいただきまして、基本的な方針を述べさせていただきました。事業の概要を記述したものは、令和4年度の当初予算の概要としてお配りをしておりますので、詳細につきましては、またお時間のあるときに御参照賜りたいと考えております。

以上、施政方針及び令和4年度予算の編成の基本方針とさせていただきますと思います。

さらに、またお時間をいただきまして、今定例議会で上程を申し上げます議案について、提案理由の説明をさせていただきますと思っております。

それでは、お手元に資料をお配りしております。

初めに、専決をさせていただきました補正予算の議案について説明を申し上げたいと思います。

お手元の議案集の5ページをお開き願います。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）（令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第11号））についてでございます。

予算書については別冊となっておりますので、併せてお配りをしております令和3年度補正予算案

(第11号)の概要及び内訳という資料がございますので、併せて御参照賜りたいと思っております。

別冊の令和3年度一般会計補正予算(第11号)の3ページをお開き願います。

一般会計補正予算(第11号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,683万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ117億734万5,000円とするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、総務費のふるさと応援基金事業に6,396万5,000円、民生費の保育士等処遇改善臨時特例交付金事業に287万4,000円の追加をしているものでございます。

4ページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、まず、歳入につきましては、6ページにございます国庫支出金、寄附金、繰入金の補正でございます。

15款の国庫支出金は、保育士等処遇改善臨時特例交付金事業によるもので、287万3,000円を増額して、補正後の額を25億8,464万5,000円とするものでございます。

18款の寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金によるものでございまして、4,368万4,000円を増額しまして、補正後の額を1億7,231万3,000円とするものでございます。

19款の繰入金につきましては、ふるさと応援基金等による増額でありまして、2,028万2,000円を増額して、補正後の額を7億5,011万7,000円とするものでございます。

続いて、歳出でございますが、補正予算書の8ページをお開き願います。

2款の総務費でございますが、ふるさと応援基金事業の増額によるもので、6,396万5,000円を増額して、補正後の額を21億6,824万5,000円とするというものでございます。

3款の民生費は、先ほど出ております保育士等処遇改善臨時特例交付金事業によるものでありまして、287万4,000円を増額するというので、補正後の額を31億6,450万9,000円とするものでございます。

以上が、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(その1)(令和3年度玖珠町一般会計補正予算(第11号))の概要となっております。

続きまして、議案第2号から第7号の補正予算についても別冊となっております。御覧いただきたいと思っております。

議案第2号は、令和3年度玖珠町一般会計補正予算(第12号)についてでございます。

併せて別冊で令和3年度補正予算案(第12号)の概要という資料をお配りしておりますので、併せて御参照賜りたいと思っております。

まず、3ページでございますが、一般会計補正予算(第12号)は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,435万3,000円を減額して、歳入歳出それぞれ115億1,299万2,000円とするものでございます。

その補正の主な内容は、農林水産業費の有害鳥獣捕獲事業に1,739万9,000円、諸支出金の公共施設等総合管理基金積立金に7,700万円を追加、そのほか、決算見込みによる調整などが含まれております。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入につきましては、町税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、町債などが主なものとなっております。

まず、1 款の町税は、1 項町民税の増額によるもので、1,530万1,000円を増額して、補正後の額を14億8,071万2,000円にするというものでございます。

5 ページをお開き願います。

11 款の地方交付税でございますが、普通交付税を増額するもので、2 億5,440万2,000円を増額し、補正後の額を32億7,312万3,000円とするものでございます。

13 款の分担金及び負担金は、2 項の負担金の減額によるものでありまして、5,106万3,000円を減額して、補正後の額は3,877万円とするものであります。

続きまして、6 ページ、7 ページを御覧いただきたいと思えます。

15 款の国庫支出金でございますが、1 項国庫負担金の減額や2 項の国庫補助金の増額によるものでありまして、1 億421万9,000円を増額しまして、補正後の額は26億8,886万4,000円とするものでございます。

続いて、16 款県支出金でございますが、2 項の県補助金の減額によるものでありまして、1 億9,528万2,000円を減額し、補正後の額を12億9,469万5,000円とするものでございます。

続いて、17 款の財産収入は、2 項の財産売払収入の減額によるものでありまして、2,262万4,000円を減額して、補正後の額を2,979万7,000円とするものであります。

19 款の繰入金でございますが、財政調整基金からの繰入金の減額などによるもので、2 億6,968万円を減額いたしまして、補正後の額を4 億8,043万7,000円とするものでございます。

続いて、7 ページを御覧いただきたいと思えます。

22 款の町債は、災害復旧債の減額などによるもので、2,390万円を減額しまして、補正後の額を9 億7,440万6,000円とするものでございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

続いて、歳出につきましては、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費、諸支出金などが主な項目でございます。

2 款の総務費でございますが、1 項の総務管理費の減額などによるもので、4,789万3,000円を減額しまして、補正後の額を21億2,035万2,000円とするものでございます。

4 款の衛生費でございますが、1 項の保健衛生費の増額などによるもので、3,424万4,000円を増額し、補正後の額を8 億9,155万円とするものであります。

9 ページを御覧いただきたいと思えます。

6 款の農林水産業費は、1 項農業費の減額や2 項の林業費の増額によるもので、2,848万7,000円を減額いたしまして、補正後の額を6 億9,022万6,000円にするものであります。

7 款の商工費は、1 項の商工費の減額によるもので、2,481万1,000円を減額いたしまして、補正後

の額を2億3,859万4,000円にするというものでございます。

8款の土木費は、1項の土木管理費や5項の住宅費の減額などによるものでありまして、1,829万9,000円を減額して、補正後の額を4億1,212万1,000円とするものであります。

10款の教育費でございますが、1項の教育総務費の増額や5項の社会教育費の減額などによるものでありまして、2,055万2,000円を増額いたしまして、補正後の額を11億1,001万7,000円とするものでございます。

続いて、10ページを御覧いただきたいと思っております。

11款の災害復旧費は、1項の農林水産災害復旧費などの減額によるものでありまして、2億5,578万円を減額して、補正後の額を12億286万7,000円にするというものでございます。

13款の諸支出金は、3項の基金費の増額によるもので、1億4,140万2,000円を増額して、補正後の額を1億6,668万1,000円とするものでございます。

続きまして、11ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表の継続費補正につきましては、防災行政無線デジタル化事業のほか、2つの事業を変更するというものであります。

12ページをお開き願います。

第3表の繰越明許費補正につきましては、情報系端末更新事業のほか、16事業を追加するというものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思っております。

第4表の債務負担行為補正につきましては、自治委員文書配送業務のほか、1事業を追加して、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業を変更するというものでございます。

14ページをお開き願います。

第5表の地方債補正につきましては、サテライトオフィス整備推進事業を追加するものでございます。

15ページから50ページまでは、予算に関する説明書となっております。詳細につきましては、予算常任委員会で説明を申し上げたいと考えております。

以上が令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第12号）の主なものでございます。

続きまして、議案第3号から第7号につきましては、各特別会計補正予算の提案でございます。各特別会計とも、決算見込みによる補正が主な内容となっております。

続きまして、議案第8号、令和4年度玖珠町一般会計予算についてでございます。

詳細につきましては、今会期中に開催されます予算常任委員会で説明させていただきたいと考えておりますので、本会議では、予算の概略について説明をさせていただきたいと思っております。

それであると、併せて別添でお配りをしております令和4年度当初予算案の概要につきましても、御参照を賜りたいと思っております。

資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

令和4年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ101億4,500万円といたしております。令和3年度の当初予算との比較では3,700万円の減で、伸び率は0.36%減となっております。

主要な施策といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの接種の推進とアフターコロナ対策、新たなデジタル化社会に対応したシステムの構築、令和2年7月豪雨及び令和3年8月の大雨災害からの復旧・復興などがございます。

前年度との比較でございますが、予算書の13ページから15ページの歳入歳出予算事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

また、議案第9号から第14号は、各特別会計の当初予算でございます。こちらの議案につきましても、一般会計と同様に、予算常任委員会で詳しく説明を申し上げたいと考えております。

それでは、続きまして、議案集にお戻りをいただき、議案集の6ページを御覧いただきたいと思います。

議案第15号でございますが、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

この議案は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、池口まりこさんの任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、後任の委員といたしまして、玖珠町大字帆足の秦 亜紀さんを任命したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるというものでございます。

なお、委員の任期につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

参考資料集の3ページに、秦さん御本人の承諾をいただきまして、略歴を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の7ページをお開き願います。

議案第16号でございますが、玖珠町農業委員会の委員の任命についてでございます。

この議案は、玖珠町農業委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、後任の委員を任命したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

任命する農業委員の人数は、玖珠町農業委員会の委員の定数に関する条例に基づく7名でございます。任命する農業委員の方々を記載しておりますので、順に読み上げたいと思います。まずお一人目は玖珠町大字小田の武石俊一さん、2人目が玖珠町大字山下の小野文隆さん、3人目が玖珠町大字岩室の安藤慎八さん、4人目が玖珠町大字戸畑の園田恭子さん、5人目が玖珠町大字山田の江藤徳幸さん、6人目が玖珠町大字大隈の繁田郁子さん、最後に7人目が玖珠町大字戸畑の藤本太一さん、以上の方を任命するというものでございます。

なお、農業委員の任期につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

資料といたしましては、参考資料集の4ページから10ページに、それぞれ御本人の承諾をいただきまして、略歴を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

続きまして、議案集の8ページをお開き願います。

議案第17号でございますが、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定についてでございます。

この議案は、令和3年第1回玖珠町議会定例会で、辺地6地区のうち5地区において議決をいただきました辺地の総合計画について、残り1地区の山浦辺地に係る総合整備計画が令和4年3月31日をもって5年間の計画期間を満了することから、その山浦辺地の新たな総合整備計画の策定を行うというものでありまして、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、議決を求めるというものでございます。

計画の期間につきましては、6地区の辺地計画のうち、山浦地区のみの計画期間が1年ずれていたことから、次の計画期間をほかの5地区と合わせるため、5年間で1年短縮いたしまして、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間として定めるというものでございます。

参考資料集の11ページに総合整備計画書（案）を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

続きまして、議案集の9ページでございますが、議案第18号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更についてでございます。

この議案は、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、議決を求めるというものでございます。

主な変更内容につきましては、令和4年度から新設の、これは仮の名前ですが、新道車谷柿木線の追加によりまして、公共的施設の整備計画にあります事業量が当初の計画より増加することに伴いまして、令和4年度以降の施設名に道路を追加して事業費及び辺地債を増額するため、本計画を変更するというものでございます。

続きまして、議案集の11ページをお開き願います。

議案第19号でございますが、玖珠町行政組織条例の一部改正についてでございます。

この議案は、令和4年度の行政組織について一部を改正するため、提出をするというものでございます。

具体的な組織変更といたしましては、現在の企画商工観光課の担当する業務は、通常業務に加えて新型コロナウイルス感染症対策による経済対策や三日月の滝公園の直営化、カウベルランドくすの指定管理、地域社会のデジタル化としてサテライトオフィスの整備など、非常に幅広いものとなっております。

今回の改正では、玖珠町の魅力を最大限にアピールし、新たな玖珠町をつくっていく体制とするため、みらい創生課として企画部門を独立することにいたしましたものでございます。

もう一つ、商工観光政策課と呼びますが、商工労政部門、観光部門、それからさらにデジタル化と併せて戦略的な広報を行っていく部門といたしまして統合するというものでございます。

次に、政策法務課を廃止いたしまして、契約検査課を設置するというものであります。政策法務課

は、法制班と契約検査班の2班体制で令和元年度から業務を行ってまいりました。このうち、法務及び法制に関する業務につきましては、新年度では総務課に移管して、各部署が行う契約等について検査業務を行う部署として、契約検査課を設置するというものでございます。

参考資料集の12ページから13ページにかけまして、新旧対照表を掲載しております。また、14ページから15ページに、令和4年度の玖珠町行政組織図（案）を掲載しておりますので、資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

それでは、続きまして、議案集の13ページをお開き願います。

議案第20号でございますが、玖珠町情報公開条例の一部改正についてでございます。

この議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護制度の見直し、個人情報保護法の改正等に伴いまして、令和4年4月1日から独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が廃止されるため、引用する規定の整理を行うために提出をするというものでございます。

なお、参考資料集の16ページから17ページにかけまして関係資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の14ページをお開き願います。

議案第21号でございますが、玖珠町個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

この議案は、先ほど申し上げました議案第20号と同様の法改正によりまして、令和4年4月1日で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるため、引用しております規定の変更が必要となったことから改正を行うというものでございます。

これにつきましても、参考資料集の18ページに關係資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の15ページでございますが、議案第22号、玖珠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の育児休業等に関する法律の改正等によりまして、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項及び職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する関係条例の一部を改正するために提出をさせていただくものでございます。

令和3年8月10日の人事院勧告を受けまして、総務省から、妊娠、出産、育児等と仕事の両立のために講じる措置のうち、令和4年4月1日施行予定の非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和について発出がされ、本町でも所要の措置を講じるというものでございます。

非常勤職員の育児休業等の取得要件でありました引き続きの在職期間という部分を廃止いたしまして、子の看護休暇及び短期介護休暇の要件を緩和するなど、取得しやすい勤務環境の整備を行うというものでございます。

これにつきましても、参考資料集の19ページから25ページに關係資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

続きまして、議案集の19ページを御覧いただきたいと思います。

議案第23号でございますが、玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

この議案は、令和3年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正等によりまして、玖珠町職員の給与について、期末手当の支給割合等の改定を行う必要があるなど、関係条例の一部を改正するために提出をさせていただくものでございます。

令和3年8月10日に出されました人事院勧告では、月例給は据え置く一方で、ボーナスに当たる期末手当を0.15月引き下げて、4.30月とするよう勧告が出されました。また、大分県人事委員会も10月4日に同様の勧告を行っております。

しかし、国は、民間への影響など、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮いたしまして、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げ、引下げ相当額について、令和4年6月の期末手当から減額することで調整することといたしました。大分県も同様の対応を行っており、国・県の職員等の給与と均衡を図るため、玖珠町職員の給与についても同様の取扱いとして改正をするというものでございます。

参考資料集の26ページから28ページにかけて関係資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の21ページ、議案第24号でございます。玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、災害発生時の応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を支給するため、提出をするというものでございます。

近年は、異常と思われる自然現象により重大な災害が発生しておりまして、職員が道路や河川、堤防等において行う巡回監視や、災害が発生した箇所もしくは発生するおそれの著しい箇所で応急作業に従事する職員の勤務の特殊性を考慮いたしまして、特殊勤務手当を支給するために、当該規定を追加するというものでございます。

これにつきましても、参考資料集の29ページに關係資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の22ページ、議案第25号でございますが、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、町営駐車場の適切な運営や管理を行うための内容を明記するため、提出をするというものでございます。

特に放置自動車に対して駐車期間の上限を設け、駐車期間を超えて駐車している自動車に対して、調査や請求、処分に至るまで明記するなど、良好な町営駐車場を確保するため、改正をするというものでございます。

これにつきましても、参考資料集の30ページから34ページにかけて資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

続いて、議案集の25ページ、議案第26号でございます。玖珠町基金条例の一部改正についてでございます。

この議案は、基金の設置目的の変更及び廃止をするため、提出をするというものでございます。

1つ目の目的の変更につきましては、次世代教育環境整備基金の設置目的であります新中学校設立の校舎建設等について達成し、引き続き学校整備の財源の一部とするため、目的を変更するというものでございます。

もう一つの廃止する基金につきましては、経費削減に向けた事務運用の見直しを行い、用品調達基金を廃止するため、提出をするというものでございます。

これにつきましても、参考資料集の35ページから36ページにかけまして資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の26ページ、議案第27号でございますが、玖珠町税条例の一部改正についてでございます。

この議案は、玖珠町税条例施行規則の入湯税に関する課税免除の範囲を明確にする玖珠町税条例の所要の改正を行うため、提出をするというものでございます。

主な内容につきましては、災害等で被災された方や災害ボランティアの方々に対する入湯税を免除するなど、3項目について課税免除の範囲を規定して事業者に示すことにより、利用者からの入湯税の徴収の要否、よいか悪いかを明確にして、申告納税していただくことを可能とするというものでございます。

これも、参考資料集の37ページに資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

議案集の27ページ、議案第28号でございますが、玖珠町子ども医療費助成条例の一部改正についてでございます。

この議案は、子ども医療費助成事業を10年間延長するとともに、対象年齢を、令和4年10月から満18歳に達する以後の最初の3月31まで、いわゆる高校3年生に当たりますが、その範囲まで拡大するための議案の提出でございます。

本事業は、平成24年度から実施しております助成事業として10年が経過し、継続して疾病の早期発見と治療を促進し、保護者の子育て支援に寄与するために、さらに10年延長するとともに、令和4年10月から対象者を満18歳に達する日以後の最初の3月31日、いわゆる高校生相当まで拡大するというものでございます。これまでの議会の議論等々を踏まえて、そのように踏み切ったところでございます。

なお、これにつきましても、参考資料集の38ページに資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の28ページ、議案第29号でございますが、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、2つの自治公民館建設に伴い、名称及びその位置について別表の改正を行うため、提

出するというものでございます。

1つは、綾垣生活改善センターを消防詰所第61部と複合化施設として建設をしたことによりまして、下綾垣公民館に名称を変更するというものでございます。

2つ目は、古後の大浦自治公民館は、老朽化により古後1784番地の1から古後1786番地の1に場所を変更して建て替えをしたものでありまして、公民館の位置の記載を変更するものでございます。

これにつきましても、参考資料集の39ページから41ページに、それぞれの位置図、平面図を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の29ページ、議案第30号でございますが、玖珠町消防団条例の一部改正についてでございます。

この議案は、消防団員の処遇を改善することにより、入団の促進及びその継続的な活動の維持を図ることを目的として、消防団員の年報酬及び出勤報酬の額を改正するため提出をするというものでございます。

入団の促進及びその継続的な活動の維持を図ることを目的として、消防団員の年報酬、出勤報酬の額を改善していくというものであります。

これにつきましても、参考資料集の42ページから44ページに関係資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の31ページ、議案第31号でございますが、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正についてでございます。

この議案は、代太郎簡易水道を給水施設に移行するため、提出するものでございます。

水道法の改正に伴いまして、簡易水道事業に対しましても複式簿記導入等が義務づけられていることから、今後、簡易水道として存続させることが困難であるため、廃止を行うというものでございます。また、廃止後は法的根拠が水道法から県の条例へと変わることから、経営の義務づけのない給水施設へ移行するというものでございます。

なお、これにつきましても、参考資料集の45ページに関係資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

続きまして、議案集の33ページ、議案第32号でございますが、玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、先ほどの議案第31号で説明申し上げました代太郎簡易水道を給水施設へと移行するため、議案の提出でございます。

給水施設となることで、簡易水道の委託契約の締結が不要となりまして、施設の維持管理を地元で行っていくもので、令和4年4月1日から給水施設に移行するというものでございます。

なお、これにつきましても、参考資料集の46ページに関係資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

続きまして、議案集の34ページ、議案第33号でございますが、玖珠町特別出産祝金支給条例の廃止

についてでございます。

この議案は、国の特別定額給付金事業における、出生日により同学年間に生じる課題解消のための出産祝い金の目的を達成したため、提出するものでございます。

続きまして、議案集の35ページ、議案第34号でございますが、町道路線の廃止についてでございます。

この議案は、町道2つの路線について、土砂崩落や経年劣化により安全確保が困難であることから、提出をするというものでございます。

路線名は、町道中塚小清原線の917.66メートルと町道柿木石飛線960.57メートルで、行政財産から普通財産に移管をしまして、残存部分を再度町道として認定するため、既存の町道を一旦廃止するというものでございます。

これにつきましても、参考資料集の47ページから52ページにかけまして位置図、それから現況写真を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の36ページ、議案第35号でございますが、町道路線の認定についてでございます。

この議案は、道路法第8条第2項に基づきまして、町道として認定するため、議会の議決を求めるというものでございます。

4路線ございまして、この4路線については、玖珠町町道認定基準要綱の第2条第1号の路線の起点及び終点が主要道路等と接続している道路に該当しまして、かつ、同要綱第3条の路線認定の要件を全て備えていることから、認定をするというものでございます。

まず、1か所目が、中塚西線227メートルと柿木支線384.5メートルについては、先ほどの議案第34号の町道路線の廃止で説明いたしました部分の残存部分を、再度町道として認定するというものでございます。

3か所目は、笹ヶ原団地線240メートルにつきまして、町道笹ヶ原早水線の間より宅地内を循環する道路として、町道認定基準要綱に基づき認定要件を満たしているため、認定をするというものでございます。

笹ヶ原団地支線132メートルにつきましては、笹ヶ原団地線の宅地内道路に引き続き接続する道路として同様の要件を満たすため、認定を行うというものでございます。

これにつきましても、位置図及び現況写真を参考資料集の53ページから63ページにかけまして掲載をしております。御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の37ページ、議案第36号でございますが、玖珠町自治会館の指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町自治会館の管理を行う指定管理者の指定が令和4年3月31日をもって満了となるため、引き続き、森自治会館を森地区コミュニティ運営協議会、玖珠自治会館を玖珠地区コミュニティ運営協議会、北山田自治会館を北山田地区コミュニティ運営協議会、八幡自治会館を八幡地区コ

コミュニティ運営協議会に、それぞれ指定管理者の指定を行うため、議案の提出を行うというものでございます。

なお、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

議案集の38ページ、議案第37号でございますが、玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町道の駅童話の里くすの管理を行う指定管理者の指定が令和4年3月31日をもって満了となるため、引き続き、一般社団法人くすみちに指定管理者の指定を行うため、提出をするというものでございます。

指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

なお、参考資料集の64ページに、一般社団法人くすみちの概要を記載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続きまして、議案集の39ページ、議案第38号でございますが、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの管理を行う指定管理者の指定を一般社団法人くすみちに指定管理者の指定を行うため、議案の提出を行うというものでございます。

これにつきましても、期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしているところでございます。

続きまして、議案集の40ページ、議案第39号でございますが、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの管理を行う指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。

指定する法人は、東京都渋谷区道玄坂、株式会社ティーアンドエスでございます。

指定管理予定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

玖珠町の農畜産物を使用した加工品開発や、販売ノウハウによる農畜産物の振興、及びITなどの先進技術を駆使した新たな産業による地域経済への波及効果や交流人口の増加が見込めるものと考えております。

参考資料集の65ページから69ページにかけまして、株式会社ティーアンドエスの概要と選考結果の資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

議案集の41ページでございます。報告の第1号でございますが、専決処分の報告について（その2）（訴えの提起について）でございます。

この報告は、土地明渡し等の請求について訴えの提起をいたしましたので、地方自治法第180条第1項に基づきまして、平成21年3月18日に議決した町長が専決処分できる事項につき報告するというものでございます。

内容につきましては、被告に対し、令和4年2月3日に、記載の土地の明渡しと所定の金員の支払

い等の訴えの提起を行ったというものでございます。

請求の原因といたしましては、被告は、令和2年9月から現在まで豊後森駅駐車場内に自動車を放置しており、その期間の駐車料金が未払いとなっているため、原告は被告に書面及び電話による催告を行いました。被告は現在に至るまで支払いを行っておりません。したがって、被告に対して、放置自動車に対する土地明渡し等を請求するというものでございます。

以上、今定例議会に提案いたしましたのは、専決処分の承認案件1件、補正予算案件が6件、当初予算案件が7件、委員の選任及び任命案件が2件、計画の策定及び変更案件が2件、条例の一部改正案件が14件、条例の廃止案件が1件、町道路線の廃止及び認定案件が2件、指定管理者の指定案件が4件、専決処分の報告案件が1件の計40件でございました。

以上で、令和4年第1回玖珠町議会定例会に上程をさせていただき議案の提案理由の説明とさせていただきます。

施政方針から議案の理由の説明まで長時間を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げ、提案とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

日程第6 陳情の上程（陳情1件）

○議長（大野元秀君） 日程第6、陳情並びに要望の上程を行います。

お手元に配付しています文書表のとおり、陳情1件、要望6件が提出されています。先ほど議会運営委員会委員長より、陳情については今議会に上程し、要望については議席配付することにした旨の報告を受けましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は上程することに決しました。

日程第7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（大野元秀君） 日程第7、委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長高田修治君。

○総務建設農林常任委員長（高田修治君） それでは、総務建設農林常任委員会の報告をいたします。

令和3年第4回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受け、閉会中の継続審査としました「大分県使用作物等種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願書について、令和4年2月8日、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

主な意見は次のとおりです。

請願書の内容のことは、県のおおいたの食と農林水産業振興条例にうたっておりますし、種子法の部分は、県の他の要綱などでうたわれているので、今ある要綱をそのまま条例化するという必要はないのではないかと考えます。

種子法は、戦後の食糧難の時代からその役目を終えたということで廃止されました。これまで都道府県が独占してきた主要農産物の育種開発などを、民間活力でさらに農業を発展させようとの考えから種子法が廃止されたと認識しています。

大分県もそのような考えで取り組み、懸念されていることは要領や要綱で十分補っており、条例化して、民間の力を引き出すことができなくなることも懸念され、未来の農業を考えると逆行することになるのではと心配されます。

県のおおいたの食と農林水産業振興条例で請願書の内容を含む部分もありますが、目的が種子要綱とは別のものであり、請願者が一番心配している部分を払拭するにはどうしたらよいかを考えなければならぬのではないかと思います。

要綱を条例にすることで民間活力を阻害することにはならないと考えます。阻害されるのであれば現在の要綱で既に阻害されているはずですが、それはありません。

請願の願意を尊重すべきであろうと考えますし、要綱はあくまでも内規的なものであり、住民の意見や意思を反映できるのは議会で審査することができる条例であることから、願意を大切にしてい見書を提出すべきではないかと考えます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択するものと決しました。

以上、総務建設農林常任委員会において審査の付託を受け、継続審査となっていました請願1件の審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（大野元秀君） 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長松下善法君。

○企画民生教育常任委員長（松下善法君） 企画民生教育常任委員会報告。

令和3年第4回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会の所掌事務について、閉会中の継続調査とした事件の調査結果を報告します。

主な経過報告。

令和3年11月16日、玖珠町こども園協議会から委員会宛て要望書提出。

令和3年12月8日、所管事務調査（たかすこども園）。

令和3年12月23日、玖珠町こども園協議会との意見交換。

令和4年2月1日、企画民生教育常任委員会。

付議事項。

1) 玖珠町こども園協議会からの要望書について。

要望内容。

1、4歳児健康相談について。

2、障害児保育の加配・加算について。

令和3年11月16日に、玖珠町こども園協議会から委員会に要望書の提出がありましたので、提出に至るまでの経緯と細部の要望内容の説明を受け、12月定例会において委員会として所管事務調査を行い、こども園の実情を確認し、事後の対応について協議を行いました。12月23日、玖珠町こども園協議会との意見交換会を実施する中で、要望書から陳情書に変更する方向で検討しているとの報告を受けたので、委員会としては、陳情書の提出を受けた後に協議することとしました。

令和4年2月10日、玖珠町こども園協議会から、担当部署との調整の結果、今回は陳情書は提出しない旨の連絡がありましたので、本件の調査を終了としました。

以上で、継続調査となっていました事件の調査結果の報告を終わります。

○議長（大野元秀君） 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長藤本勝美君。

○基地対策特別委員長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会報告。

令和3年第4回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会所掌事務について、閉会中の継続審査とした事件について、令和3年12月24日、令和4年2月22日、執行部出席の下、調査した結果を報告します。

主な経過報告。

令和3年12月24日、基地対策特別委員会。

令和4年1月17日、玖珠駐屯地司令表敬訪問。

令和4年2月17日、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の令和4年度訓練計画が防衛省より公表。

令和4年2月22日、基地対策特別委員会。

付議事項。

1) 町道車谷石飛線進捗状況について。

説明事項。

建設水道課より、道路計画・設計・施工、幅員構成決定根拠、車道4メートル、路肩0.5メートル、

歩道なしに至った経緯について説明を受けました。

2) 玖珠駐屯地司令表敬訪問。

実施日、令和4年1月17日。

場所、玖珠駐屯地。

参加者、正副議長、基地対策特別委員会正副委員長、執行部。

訪問内容、新年の挨拶と各種行事などに対する意見交換。

3) 在沖繩米海兵隊実弾射撃訓練の実施について。

令和4年2月17日に防衛省から、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施の令和4年度訓練計画が公表されました。陸上自衛隊日出生台演習場は、4月から6月の期間の中で実施する計画になっている。

4) 今後の予定。

在沖繩米海兵隊実弾射撃訓練の実施について、九州防衛局から情報収集を行い、コロナ対策、地元住民への配慮などを含めた九州防衛局との意見交換を検討したいと考えています。

委員会としては、基地問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査することに決定いたしました。

以上。

○議長（大野元秀君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第8 質疑・討論・採決

（議案第1号、議案第15号から議案第16号、報告第1号、令和3年請願第4号）

○議長（大野元秀君） 日程第8、質疑・討論・採決を行います。

議案集5ページをお開きください。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（その1）（令和3年度一般会計補正予算（第11号））について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 議席番号6番小幡です。

15ページ、3款、3項、2目の保育士等処遇改善臨時特例交付金事業の287万4,000円についてですが、政府の決定では、保育士だけではなく介護・障害福祉職員も対象となっていると思いますが、玖

珠町では対象とならないのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 西村福祉保険課長。

○福祉保険課長（西村正明君） お答えいたします。

御質問の介護・障害福祉職員の処遇改善臨時特例交付金事業につきましては、都道府県が実施主体となっております。該当する事業所等に直接通知等がされており、手続につきましては、該当する事業所等が都道府県に申請し、都道府県が事業所等に対し交付金の交付決定及び交付を行うこととなっております。

以上であります。

○議長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 同じく保育士等処遇改善臨時特例交付金事業の287万4,000円でございます。

これにつきまして、保育士、幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため行う3%程度引き上げるための措置として臨時特例交付金を支給するとあります。この対象となる人たちの人数はどのくらいか、また、支給方法はどのように支給されたのか、お聞きします。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えいたします。

対象となる人数につきましては、すみません、今、具体的な数値を持ち合わせておりませんので、また後ほど回答させていただきたいと思いますが、対象となる園につきましては、全ての園が対象ということで、やり方といたしましては、実績による支給ということでございまして、2月、3月の実績に基づき補助金を出すということでございます。

それから、放課後児童支援等処遇につきましては、専決予算の後に国のほうが要綱をつくりまして、その中によりますと、現在、基準額に未到達ということで、こちらの方につきましては補助金の申請ができないというふうになったということを御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） この件については、決して反対するものじゃありません。本当に保育士さん、支援員さん、大変じゃないかと思っていますので、ぜひ実行してほしい。できたら、収入の3%程度引き上げる措置として実行できればいいなと思っているんですけども、実際に保育士さんたちにちゃんと渡っていくのか、その辺の把握を役場のほうでもされるのか、その辺のことをもう一回お聞きします。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 先ほど回答いたしましたように、実績に基づいて幾らお支払いをしたかということでお支払いをいたしますので、実際お支払いをされたのを確認して補助金を出すというふうになっております。

○議 長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） じゃ、園のほうから報告を受けて支給するということでよろしいですね。

それから、幼稚園の教諭に関しては、これはどうされますか。

○議 長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 幼稚園教諭については、公立しかございませんので、今回、対象とはしておりません。

○議 長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集6ページです。議案第15号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 議席番号6番小幡です。

固定資産評価審査委員会の委員について、選定の基準があるのか伺います。

○議 長（大野元秀君） 瀧石政策法務課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） お答えいたします。

人選基準といたしましては、3年任期の審査委員会3名が毎年1人ずつ交代していく形となっており、委員の選出順は、八幡、北山田、玖珠、森地区の順です。3名のうち1名以上を女性として選出をしています。

地方税法第423条第3項に、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」とあります。

税に関する知識のある方のみならず、住民の中から幅広い人選を行うことで、審査制度について偏った主義、主張とならないよう配慮した人選を心がけているところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集7ページです。

議案第16号、玖珠町農業委員会の委員の任命について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集41ページです。

報告第1号、専決処分の報告について（その2）（訴えの提起について）質疑を行います。
質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、先ほど委員長報告の中で質疑を受けましたが、令和3年請願第4号です。改めて、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 次に、議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 次に、議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 次に、報告第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 次に、令和3年請願第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 以上で討論を終結します。

横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） すみません、先ほどの河野議員の御質問ですが、現在、対象となる園が7園、職員が143名、うち4名の方が、今、育休中ですので、実際対象となる先生は139名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） よろしいですか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。それでは、一応270万円ぐらいを百三十何人、1人当たり約2万円ぐらいという計算でよろしいですかね。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） そうですね、単純に金額になりますので約2万円、人によって前後はいたしますが、この金額になるというふうになっております。

○議長（大野元秀君） これより採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（その1）（令和3年度一般会計補正予算（第11号））について、承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第1号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第15号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、同意される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第15号は、同意することに決定しました。

次に、議案第16号、玖珠町農業委員会委員の任命について、同意される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第16号については、同意することに決定いたしました。

次に、専決処分の報告について（その2）（訴えの提起について）、承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、報告第1号については、承認することに決定いたしました。

次に、令和3年請願第4号について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、令和3年請願第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日3月2日は議案考察のため休会とし、3月3日は議案質疑といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月2日は議案考察のため休会とし、3月3日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月1日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 横山弘康

署名議員 松本真由美